

第1回・第2回 地方公営企業法の適用に関する実務研究会における主な意見

論点1 固定資産台帳整備に係る基本的な考え方

- 固定資産の台帳整備の目的が、料金原価の算定の基礎情報の精度を高めることにあるのであれば、今の料金制度において料金原価が料金に高い精度で反映されているかどうかで、固定資産台帳の精度も決まってくるのではないかと。
- 固定資産情報の整備に関して、標準か簡易かという話ではなくて、一定の幅のある中でどういったものが一般的に考えられるかという1つの手法だと理解している。考えるに当たっては、公営企業間の比較可能性、資産管理システムとの連携、固定資産の管理、老朽化度合の把握、法適用後のメンテナンスなどが情報として整備できるようなものを考えなければならない。
- 固定資産台帳は何のために作るのか、しっかりと理解をしてもらう必要があり、手引きは啓蒙的な意味合いもある。作るだけではなく、公営企業の経営、アセットマネジメントに活用するというを示していくことが必要ではないかと。
- 会計的・監査的に許容する精度での登録単位の設定、法適用後の経営・資産更新等への活用を見据えた整備、過度の負担を伴わない作業手順とスケジュールの視点は非常に重要である。
- 法適用移行後の台帳整備の基本は、取得や撤去する資産の内容を、固定資産台帳の中に、実態を表す形で記帳していくことであるので、異動のタイミングでは、異動情報がある程度実態に即した形で記帳されていくことが必要。
- 望ましい標準的な手続きをベースとしながらも、広く数多くの公営企業の皆さんに推進していく内容になるので、自治体の過度の事務負担を軽減するために、可能な限り具体的な事例を示して、移行時の特例処理を認めるという形での固定資産台帳の整備方針、実務手引きを定めるべきではないかと。
- 過去何十年分もの情報を標準的な方法で詳しく台帳に整備するというのはかなりの手間と詳しい知識があるので、簡単な方法も認めるべき。
- 固定資産の精度については、あまり細か過ぎると、更新時の処理において事務負担が過大になるので、基本的な入力項目が示されれば作業はしやすくなる。
- 地方公会計との関係について、一般会計等の場合は、いわゆる減価償却費の計算は行いが、それを料金で回収しようというものではないこと、また、公営企業が地方公営企業法に基づく法定の予算、決算であるのに対し、公会計が法律事項ではないことなどから、公会計と公営企業会計で求められる精度の違い、粗さの違いはあると思う。

論点2 固定資産台帳の記載項目

- ① 名称、所在地・保管場所、固定資産番号・種別・区分、構造・形状寸法・能力、用途、工事番号・契約番号・図面番号、リース区分
- 固定資産台帳システムと資産管理システムとの連携について、一元化の是非の議論があったが、両方のシステムの連携、コードのようなもので紐付けをするなどの対応が現実的ではないかと考える。

② 帳簿価額、取得年月日・供用開始年月日（取得と供用開始の時期が異なる場合）、取得原因、取得価額、耐用年数、経過年数、残耐用年数、減価償却率、年間減価償却額、減価償却累計額、整理科目（勘定科目）、除売却情報

- 勘定科目については、コードだけではなく、科目名もあった方が分かりやすいのではないか。
- 法適化をすると減価償却累計額が 0 でスタートするが、これでは貸借対照表上、老朽化度合の把握ができなくなり、非常に新しい資産ばかりのように見えてしまうので、既存の法適化団体への配慮も必要ではあるが、見直しを含めて検討した方が良いのではないか。

③ 資産取得時における財源（長期前受金（補助金（国庫補助金・都道府県補助金）、工事負担金、一般会計繰入金、受益者負担金、受贈財産、寄付金等）の額、長期前受金戻入額、長期前受金収益化累計額、長期前受金残存価額

- 固定資産の台帳整備として、地方債の償還残高は一単位ごとに登録する有用性は低く、総額管理により貸借対照表から資産と負債のバランスを見ていくという方法をとる方が費用対効果として良いのではないか。
- 地方債償還残高や長期前受金の把握に係る事務負担は大きいので、一単位ごとにはせず、全体での金額を管理すれば良いのではないか。
- 地方債は別の台帳で管理をしており、固定資産台帳で一個一個の工事にいくら地方債を借りたかという情報は管理していない。
- 地方債については、登録単位との兼ね合いにもよるが、一単位ごとの財源の割り振りは現実的に難しく、地方債全体としてどれくらい償還しないといけないかという情報を持っておれば十分と考えられる。個別の情報の有用性や、これらの情報整備の事務負担の大きさなど、費用対効果を踏まえて検討すべきではないか。
- 固定資産の整備に関わる財源情報をどれだけ載せていくのかについて、将来の財源情報の予見可能性という意味では重要かもしれないが、補助金や起債の制度は変遷しており、この情報を活用した今後の財源の予見には限界があるのではないか。
- 一般会計繰入金については、収支差額がゼロになるように繰入をしているという実務がある中では、一単位ごとにきちんと把握することは困難ではないか。
- 財源情報の考え方として、会計処理に影響する財源情報は必須である。また、将来の予見可能性についても、将来、財産の取替・更新のための財源を予測するのに資する情報であり、有用性がある一方で、移行時に過去整備してきたものの情報がどこまで把握できるのかが問題になるので、移行時の特例処理を認めることになるのではないか。
- 将来どういった財源で固定資産を維持更新するかといったことは、今後の公営企業の経営を考える上で必要なものなので、移行時に 100%完璧なものとは限らないが、今後とも詳細な情報を整備しなくてよいということは言わない方がよいのではないか。むしろ、公営企業の経営の実態に合わせて、一律にすべてを横並びに切り分けるのでは

なく、自主的に整備をしていく余地を与えてはどうか。

④ 増減情報（増減が生じた年月日、増減理由、増減額、増減内訳）

（特になし）

論点3 固定資産台帳の登録単位

- 管きよ系であれば、工事登録、工事単位で登録すればよいのではないかという反面、施設・設備系であれば、上物でもあり、取替単位も考慮した場合、施設・設備ごとに登録したほうがよいし、比較的登録しやすいのではないか。
- 管きよ、人孔等は耐用年数も等しく、わざわざ分けずに、最低工事単位での登録として、余裕のある団体はより詳しく分けられるようにすればよいのではないか。一方で、施設は、耐用年数が異なるものが多く、国庫補助をもらうための申請にも経過年数の情報が必要となるので、詳しく分けるべきではないか。
- 水道管について、移行後は工事単位で登録しているが、将来の敷設替え等を想定し、内訳として、国道、都道府県道、市町村道の分類も行っている。また、工事本数が多くないので、管種や口径についても分類しており、将来は、アセットマネジメントに利用できるようにしていきたいと思っている。
- 管きよも人孔も土工計算は一括りで設計しているので、これを分けて登録するためには設計書の内訳を登録単位ごとに分けなければならない。
- 移行時において、水道創設時や大規模な拡張時の大きな金額の工事について、その内容を細かく割り振りするのが大変だったので、一工事単位や地区単位でまとめて登録した。水道も下水道も将来にわたって事業を続けていかなければならず、法適用は必要なものではあるが、移行作業は大変なので、特例措置を設けるとよいのではないか。

論点4 固定資産台帳整備時の不明資産の取扱い

- 不明資産の処理についての規則が存在するが、これは比較的古い時期に作られているので、これが今日に現実的に適用できるのかどうか検討した方がよいのではないか。
- 固定資産台帳が整備されれば、そこに書いてあるものが現実のものとして存在して把握ができることが大前提であるので、不明な資産があった場合の取扱いの例示や考え方を示していくことが必要ではないか。
- 不明資産の取扱いに関して、各自治体の公営企業の比較可能性も考慮に入れてルールづくりをしていくことが必要。